

改正案			現 行		
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 第一条・第二条 (略) 別表 (第二条関係)			知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 第一条・第二条 (略) 別表 (第二条関係)		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ～ 1 0 1	(略)	(略)	1 ～ 1 0 1	(略)	(略)
1 0 2	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号。以下この項において「法」という。)及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号。以下この項において「施行規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為 1～4 (略) 5 <u>法第二十八条第二項の規定による証明</u> 6 <u>施行規則第十三条第一項の規定による届出</u> 7 <u>施行規則第二十六条の規定による医療受給者証の再交付</u> 8 <u>施行規則第二十七条第三項の規定による医療受給者証の返還</u>	川越市、川口市、越谷市	1 0 2	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号。以下この項において「法」という。)及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号。以下この項において「施行規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為 1～4 (略) (新設) 5 <u>施行規則第十三条第一項の規定による届出</u> 6 <u>施行規則第二十六条の規定による医療受給者証の再交付</u> 7 <u>施行規則第二十七条第三項の規定による医療受給者証の返還</u>	川越市、川口市、越谷市
1 0 3 ～ 1 1 6	(略)	(略)	1 0 3 ～ 1 1 6	(略)	(略)

